

参 考 資 料

資料	1：障害者手帳の交付状況（令和6年3月末時点）	2
資料	2：障害福祉サービスの内容と利用者数（令和6年3月時点）	3～5
資料	3：障害児者指定事業所数の推移	6
資料	4：セルフプラン率	7
資料	5：基幹相談支援センターの設置状況	8
資料	6：地域生活支援拠点等の整備状況	9
資料	7：沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例に基づく相談活動等 実施状況について（令和5年度）	10～13
資料	8：令和5年度沖縄県における障害者虐待の状況について	14～15
資料	9：医療的ケア児関係資料	16～25
資料	10：沖縄県相談支援専門員人材育成ビジョン（令和4年3月）	26～42
資料	11：地域移行支援地域定着支援のためのハンドブック（案）	43～63

○障害者手帳の交付状況

身体障害者手帳

(単位：件、%)

資料 1

年度 障害別	H31(R1)			R2			R3			R4			R5		
	交付数	増減数	増減率	交付数	増減数	増減率	交付数	増減数	増減率	交付数	増減数	増減率	交付数	増減数	増減率
視覚障害	4,105	△ 102	-2.4%	3,945	△ 160	-3.8%	3,920	△ 25	-0.6%	3,931	11	0.3%	3,869	△ 62	-1.6%
聴覚・平衡機能障害	8,232	△ 120	-1.5%	8,051	△ 181	-2.2%	8,165	114	1.4%	8,271	106	1.3%	8,132	△ 139	-1.7%
音声・言語・そしゃく機能障害	825	△ 26	-3.1%	794	△ 31	-3.6%	800	6	0.7%	795	△ 5	-0.6%	784	△ 11	-1.4%
肢体不自由	28,726	△ 1,348	-4.5%	27,843	△ 883	-2.9%	27,636	△ 207	-0.7%	27,399	△ 237	-0.9%	26,919	△ 480	-1.7%
内部障害	28,119	△ 1,324	-4.5%	27,771	△ 348	-1.2%	27,755	△ 16	-0.1%	27,750	△ 5	0.0%	27,365	△ 385	-1.4%
心臓機能障害	19,529	△ 977	-4.8%	19,177	△ 352	-1.7%	18,959	△ 218	-1.1%	18,734	△ 225	-1.2%	18,364	△ 370	-2.0%
じん臓機能障害	5,380	△ 172	-3.1%	5,390	10	0.2%	5,525	135	2.5%	5,635	110	2.0%	5,582	△ 53	-1.0%
呼吸器機能障害	833	△ 154	-15.7%	779	△ 54	-5.5%	756	△ 23	-2.8%	768	12	1.5%	729	△ 39	-5.2%
ぼうこう・直腸・小腸機能障害	1,769	△ 60	-3.4%	1,779	10	0.5%	1,830	51	2.9%	1,894	64	3.6%	1,921	27	1.5%
免疫機能障害	448	33	8.6%	471	23	5.5%	508	37	8.3%	535	27	5.7%	567	32	6.3%
肝臓機能障害	160	6	4.4%	175	15	9.7%	177	2	1.3%	184	7	4.0%	202	18	10.2%
等級不明等	0	△ 3	-150.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
計 (A)	70,007	△ 2,923	-4.0%	68,404	△ 1,603	-2.2%	68,276	△ 128	-0.2%	68,146	△ 130	-0.2%	67,069	△ 1,077	-1.6%
(うち新規交付者件数:A)		(3,666)	0.0%												

※ 平成25年4月から那覇市の中核市移行に伴い身障手帳業務を県から移管したが、表はすべて那覇市分も含めて集計している。

療育手帳

(単位：件、%)

年度 級別	H31(R1)			R2			R3			R4			R5		
	交付数	増減数	増減率	交付数	増減数	増減率	交付数	増減数	増減率	交付数	増減数	増減率	交付数	増減数	増減率
最重度・重度 (A 1、A 2)	5,500	229	4.5%	5,425	△ 75	-1.4%	5,710	285	5.2%	6,005	295	5.4%	6,158	153	2.7%
中度・軽度 (B 1、B 2)	11,511	307	2.8%	11,103	△ 408	-3.6%	11,549	446	3.9%	11,918	369	3.3%	12,397	479	4.1%
計 (B)	17,011	536	3.4%	16,528	△ 483	-2.9%	17,259	731	4.3%	17,923	664	4.0%	18,555	632	3.7%

精神障害者保健福祉手帳

(単位：件、%)

年度 級別	H31(R1)			R2			R3			R4			R5		
	交付数	増減数	増減率	交付数	増減数	増減率	交付数	増減数	増減率	交付数	増減数	増減率	交付数	増減数	増減率
1 級	5,579	249	4.7%	5,695	116	2.2%	5,841	146	2.6%	5,914	73	1.3%	6,258	344	5.9%
2 級	12,287	601	5.4%	12,689	402	3.4%	13,066	377	3.1%	14,292	1,226	9.7%	16,091	1,799	13.8%
3 級	3,759	226	6.7%	3,918	159	4.5%	4,054	136	3.6%	4,551	497	12.7%	5,312	761	18.8%
計 (C)	21,625	1,076	5.5%	22,302	677	3.3%	22,961	659	3.0%	24,757	1,796	8.1%	27,661	2,904	12.6%
総計	108,643	△ 1,311	-1.2%	107,234	△ 1,409	-1.3%	108,496	1,262	1.2%	110,826	2,330	2.2%	113,285	2,459	2.3%

介護給付で提供されるサービス内容と利用者数（令和6年3月時点）

サービス名	内 容	北部	中部	南部	宮古	八重山	合計
居宅介護	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助	144	1,155	1,578	167	96	3,140
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要するものにつき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行う	14	71	71	5	5	166
行動援護	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際の必要な援助を行	0	93	85	0	0	178
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有するものにつき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を包括的支援	0	0	0	0	0	0
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障害者等が外出する際の必要な援助を行う。	18	135	311	22	4	490
施設入所支援	施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援	252	676	1,066	122	98	2,214
療養介護	主として日中に病院などの施設で行われている機能訓練、療養上の管理、介護、医学的管理下での介護や日常生活上の援助	37	144	235	11	8	435
生活介護	常時介護を必要とする障害者を対象とした、主として日中の障害者支援施設などで行われている、入浴、排せつ、食事の介護や創作的な活動又は生産活動の機会の提供等	393	1,555	1,964	189	138	4,239
短期入所	介護者が病気の場合などにおける、障害者支援施設などへの短期入所による入浴、排せつ、食事の介護等の必要な支援	40	471	440	10	20	981

訓練等給付で提供されるサービス内容と利用者数（令和6年3月時点）

サービス名	内 容	北部	中部	南部	宮古	八重山	合計
共同生活援助 (グループホーム)	障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行う。	271	975	1,389	87	93	2,815
自立生活援助	居宅において単身等で生活する障害者に、定期的な巡回訪問又は随時の相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報の提供等の自立した日常生活を営むために必要な援助を行う。	0	1	1	0	0	2
自立訓練（機能）	入所施設や病院を退院・退所、特別支援学校を卒業したもので、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。	1	7	16	0	0	24
自立訓練（生活）	入所施設や病院を退院・退所、特別支援学校を卒業したもので、生活能力の維持・向上等のため、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。	9	137	203	1	7	357
宿泊型自立訓練	日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援を行う。	1	45	34	0	2	82
就労移行支援	就労を希望する障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う。	7	112	224	1	10	354
就労継続支援（A型）	企業等に雇用されることが困難な障害者に、雇用して就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練等の支援	105	818	968	94	91	2,076
就労継続支援（B型）	就労経験があり、企業等での就労が困難な障害者又は就労移行支援事業所によるアセスメントにより就労面に関する課題が把握されている障害者に、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な能力等の向上のために必要な訓練等の支援を行う。	794	2,721	3,938	314	244	8,011
就労定着支援	就労移行支援などの障害福祉サービスを利用して、一般就労に移行もしくは復職し6月が経過した障害者に一定期間、就労の継続を図るために事業所や医療機関等の連絡調整や障害者への相談等、日常生活及び社会生活の課題に対応するための支援を行う。	3	72	95	0	0	170

障害福祉サービスの内容と利用者数（令和6年3月時点）

資料2③

サービス名			北部	中部	南部	宮古	八重山	合計
相談支援に係る給付で提供されるサービス	計画相談支援	障害福祉サービス等を申請した障害者（児）について、サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行う。	304	1,829	2,330	164	145	4,772
	地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者について、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の必要な支援を行う。	1	3	1	0	0	5
	地域定着支援	居宅等において単身等で生活するもので緊急時の支援が見込めない状態にある障害者に、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に電話又は直接訪問により、相談等の必要な支援を行う。	0	0	0	0	0	0
	障害児相談支援	障害児通所支援を申請した障害児で、サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行う。	131	1,091	1,234	80	32	2,568
障害児通所支援給付	児童発達支援	集団や個別の療育を行う必要がある障害児に、日常生活における基本的な動作指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。	101	1,063	1,344	84	64	2,656
	医療型児童発達支援	肢体不自由があり、リハビリテーションの提供や医療的管理下での支援が必要な障害児に、児童発達支援及び治療を行う。	0	2	29	0	0	31
	放課後等デイサービス	就学しており放課後等に支援が必要な障害児に、授業終了後又は学校の休業日に、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う。	439	2,788	3,636	123	146	7,132
	保育所等訪問型発達支援	専門的な支援が必要と認められた障害児に、保育所等を訪問し障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う。	21	454	279	3	1	758
	居宅訪問型発達支援	重度の障害等により、通所による児童発達支援や放課後等デイサービスの利用のための外出が著しく困難な障害児に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等を行う。	0	4	5	0	0	9

①指定障害福祉サービス事業所数の推移

	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1	R6.4.1	令和5年度 新規指定
居宅介護	275	292	301	334	51
重度訪問介護	262	276	285	309	43
行動援護	36	37	39	38	1
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0
同行援護	111	111	114	116	8
療養介護	6	6	6	6	0
生活介護	177	184	185	189	12
短期入所	91	104	110	118	9
施設入所支援	46	46	46	46	0
共同生活援助	154	184	197	211	36
宿泊型自立訓練	5	5	5	5	0
自立訓練(機能)	5	5	5	4	0
自立訓練(生活)	53	50	49	47	2
就労移行(一般)	78	72	70	64	6
就労継続支援(A型)	119	126	126	123	7
就労継続支援(B型)	334	369	402	431	59
就労定着支援	21	22	22	22	3
自立生活援助	2	3	3	5	2
計画相談支援	204	231	238	260	38
地域移行支援	39	38	35	40	1
地域定着支援	39	38	35	40	1
合 計 ①	2,057	2,199	2,273	2,408	279

②指定障害児通所・入所支援事業所数の推移

	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1	R6.4.1	令和5年度 新規指定
障害児相談支援	182	206	217	245	40
児童発達支援	304	356	403	451	67
放課後等デイサービス	453	508	555	589	67
居宅訪問型児童発達支援	1	1	3	7	4
保育所等訪問支援	31	50	68	94	32
障害児入所支援	4	4	4	4	0
医療型障害児入所支援	4	4	4	4	0
医療型児童発達支援	2	2	1	1	0
合 計 ②	981	1,131	1,255	1,395	210

障害児者指定事業所数の推移(①+②)

	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1	R6.4.1	令和5年度 新規指定
① + ②	3,038	3,330	3,528	3,803	489

令和6年3月末時点のセルフプラン率

(別紙 1)

都道府県名 47.沖縄県

※ 1 令和 6 年 3 月 末 時 点 の 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 又 は 地 域 相 談 支 援 の 受 給 者 数
※ 2 令和 6 年 3 月 末 時 点 の 障 害 児 通 所 支 援 の 受 給 者 数

No.	市区町村名	障害者総合支援法分			児童福祉法分		
		障害福祉サービス等受給者数 a (※1)	aのうちセルフプラン b	セルフプラン率 b/a (%)	障害児通所支援受給者数 c (※2)	cのうちセルフプラン d	セルフプラン率 d/c (%)
	(合計)	19,743	263	1.3%	10,344	218	2.1%
1	那 覇 市	3,986	19	0.5%	1,555	1	0.1%
2	宜 野 湾 市	1,179	9	0.8%	945	6	0.6%
3	石 垣 市	632	105	16.6%	220	97	44.1%
4	浦 添 市	1,435	3	0.2%	912	2	0.2%
5	名 護 市	933	88	9.4%	481	11	2.3%
6	糸 満 市	585	1	0.2%	423	0	0.0%
7	沖 縄 市	2,544	9	0.4%	1,197	30	2.5%
8	豊見城市	724	0	0.0%	507	2	0.4%
9	うるま市	1,887	1	0.1%	1,173	5	0.4%
10	宮古島市	767	2	0.3%	218	32	14.7%
11	南 城 市	555	0	0.0%	306	6	2.0%
12	国 頭 村	90	1	1.1%	12	4	33.3%
13	大宜味村	66	0	0.0%	15	1	6.7%
14	東 村	36	0	0.0%	10	0	0.0%
15	今帰仁村	163	1	0.6%	50	0	0.0%
16	本 部 町	249	10	4.0%	73	0	0.0%
17	恩 納 村	132	0	0.0%	53	0	0.0%
18	宜野座村	78	0	0.0%	61	0	0.0%
19	金 武 町	233	0	0.0%	100	0	0.0%
20	伊 江 村	77	0	0.0%	0	0	
21	読 谷 村	430	1	0.2%	247	0	0.0%
22	嘉手納町	207	0	0.0%	77	0	0.0%
23	北 谷 町	269	4	1.5%	197	0	0.0%
24	北中城村	186	0	0.0%	124	0	0.0%
25	中 城 村	413	0	0.0%	181	0	0.0%
26	西 原 町	539	1	0.2%	323	1	0.3%
27	与那原町	252	0	0.0%	221	2	0.9%
28	南風原町	459	6	1.3%	358	9	2.5%
29	渡嘉敷村	4	0	0.0%	0	0	
30	座間味村	3	1	33.3%	5	5	100.0%
31	粟 国 村	10	0	0.0%	0	0	
32	渡名喜村	2	0	0.0%	2	0	0.0%
33	南大東村	8	0	0.0%	1	0	0.0%
34	北大東村	0	0		0	0	
35	伊平屋村	13	1	7.7%	0	0	
36	伊是名村	20	0	0.0%	0	0	
37	久米島町	72	0	0.0%	42	0	0.0%
38	八重瀬町	455	0	0.0%	249	3	1.2%
39	多良間村	3	0	0.0%	2	0	0.0%
40	竹 富 町	31	0	0.0%	4	1	25.0%
41	与那国町	16	0	0.0%	0	0	

令和6年4～6月のセルフプラン状況(詳細)

(別紙 1-2)

都道府県名 47.沖縄県

No.	市区町村名	障害福祉サービス等受給者数 a (※1)	障害者総合支援法分			市町村における相談支援事業者の充足状況 1:充足している 2:不足している 3:わからない	児童福祉法分				市町村における相談支援事業者の充足状況 1:充足している 2:不足している 3:わからない
			aのうちセルフプラン b	セルフプラン率 b/a (%)	bのうち障害者本人等が希望した数 (※2)		障害児通所支援受給者数 c (※3)	cのうちセルフプラン d	セルフプラン率 d/c (%)	dのうち障害児の保護者が希望した数 (※4)	
	(合計)	8,589	64	0.7%	45	41	5,750	116	2.0%	58	41
1	那 覇 市	1,106	13	1.2%	13	3	707	3	0.4%	3	3
2	宜 野 湾 市	489	3	0.6%	0	2	951	6	0.6%	6	2
3	石 垣 市	145	17	11.7%	17	2	81	38	46.9%	38	2
4	浦 添 市	333	1	0.3%		2	232	1	0.4%		2
5	名 護 市	282	5	1.8%	0	2	172	4	2.3%	0	2
6	糸 満 市	585	1	0.2%	1	2	424	0	0.0%		2
7	沖 縄 市	1,038	2	0.2%	2	2	717	23	3.2%	0	2
8	豊見城市	606	0	0.0%		1	398	0	0.0%		1
9	うるま市	551	0	0.0%	0	1	261	2	0.8%	2	1
10	宮古島市	235	1	0.4%	1	2	133	20	15.0%	0	2
11	南 城 市	229	0	0.0%	0	2	78	0	0.0%	0	2
12	国 頭 村	92	2	2.2%	1	2	14	2	14.3%	2	2
13	大宜味村	57	0	0.0%		2	16	1	6.3%		2
14	東 村	36	0	0.0%	0	2	9	0	0.0%	0	2
15	今帰仁村	102	0	0.0%		2	43	0	0.0%	0	2
16	本 部 町	103	9	8.7%	1	1	13	0	0.0%		1
17	恩 納 村	33	0	0.0%		2	10	0	0.0%		2
18	宜野座村	47	0	0.0%	0	2	36	0	0.0%	0	2
19	金 武 町	235	0	0.0%	0	3	100	0	0.0%	0	3
20	伊 江 村	77	0	0.0%	0	3	0	0		0	3
21	読 谷 村	430	1	0.2%	1	2	247	0	0.0%	0	2
22	嘉手納町	54	0	0.0%	0	2	15	0	0.0%	0	2
23	北 谷 町	118	1	0.8%	1	2	91	0	0.0%	0	2
24	北中城村	186	0	0.0%		3	124	0	0.0%		3
25	中 城 村	92	0	0.0%	0	2	28	0	0.0%	0	2
26	西 原 町	539	1	0.2%	1	1	323	1	0.3%	1	1
27	与那原町	50	0	0.0%	0	3	33	0	0.0%	0	2
28	南風原町	459	6	1.3%	6	2	358	9	2.5%	1	2
29	渡嘉敷村	2	0	0.0%	0	1	2	0	0.0%	0	1
30	座間味村	3	1	33.3%	0	2	5	5	100.0%	5	2
31	粟 国 村	10	0	0.0%	0	1	0	0		0	2
32	渡名喜村	2	0	0.0%	0	1	2	0	0.0%	0	1
33	南大東村	8	0	0.0%	0	3	1	0	0.0%	0	3
34	北大東村	0	0		0	1	0	0		0	1
35	伊平屋村	1	0	0.0%		2	0	0		0	2
36	伊是名村	20	0	0.0%	0	2	0	0		0	2
37	久米島町	67	0	0.0%	0	2	43	0	0.0%	0	2
38	八重瀬町	120	0	0.0%	0	1	77	0	0.0%	0	1
39	多良間村	3	0	0.0%	0	2	2	0	0.0%	0	2
40	竹 富 町	31	0	0.0%	0	2	4	1	25.0%	0	2
41	与那国町	3		0.0%		2	0				2

別紙 2（市町村用）※基幹相談支援センターを設置している場合、1箇所につき1行記載してください（共同で設置の場合は、**事務局市町村のみ**が記載してください。）。

所在地		実施方法	基幹相談支援センターの基本情報		運営主体		窓口の設置場所		運営方式					
都道府県名	事務局市町村名	直営:「1」 委託:「2」 直営+委託:「3」	基幹相談支援センター名 (正式名称)	住所 (〇〇県から、郵便番号不要)	地方公共団体 : 1 社会福祉法人 : 2 医療法人 : 3 社団・財団法人 : 4 協同組合 : 5 営利法人 : 6 特定非営利法人 : 7 その他 : 8	運営主体名 (正式名称) ※(社)、(福)など省略表記はしないこと	・市町村役所: 1 ・公共施設: 2 ・障害福祉サービス事業所内: 3 ・障害者支援施設: 4 ・その他: 5	地域生活支援拠点等(地域生活拠点又は面的な体制) :当該事業所が地域生活支援拠点等(のひとつ)として該当する場合に「1」を記載	運営主体による完全独自運営を行っている場合:「1」を記載	運営主体以外の管内の法人等が基幹相談支援センターの設置運営に協力を行っている場合:空欄	運営主体以外の管内の法人等が基幹相談支援センターの設置運営に協力を行っている場合:選択(S列が空欄) :該当する協力内容「1」を記載(複数回答可)	人員に関する協力を 実施(職員の出向・派遣等)	企画運営に関する協 力を実施(運営会議等への委員の派遣等)	窓口設置に関する協 力を実施(場所の貸与等)
47 沖縄県	11	11	11	11	11	11	11	4	9	0	0	0		
1	宜野湾市	1	宜野湾市基幹相談支援センター	沖縄県宜野湾市野嵩 1 丁目 1 番 1 号	1	宜野湾市	1		1					
2	石垣市	1	石垣市障がい者基幹相談支援センター	沖縄県石垣市字真栄里672番地	1	石垣市	1		1					
3	浦添市	2	浦添市障がい者（児） 基幹相談支援センターてだこの森	沖縄県浦添市牧港四丁目5番10号3F	8	社会医療法人へいあん・社会福祉法人浦添市社会福祉協議会共同企業体	2		1					
4	糸満市	2	糸満市基幹相談支援センター陽だまり	沖縄県糸満市字照屋1221-12F	2	社会福祉法人たまん福祉会	2	1	1					
5	沖縄市	2	沖縄市障がい者基幹相談支援センター	沖縄県沖縄市知花6-36-17	8	公益社団法人 沖縄県精神保健福祉会連合会	2		1					
6	豊見城市	2	豊見城市基幹相談支援センター	沖縄県豊見城市宜保一丁目1番地 1	2	社会福祉法人とよみ福祉会・社会福祉法人まつみ福祉会	1	1	1					
7	うるま市	2	うるま市障がい者基幹相談支援センター	沖縄県うるま市みどり町1-1-1	2	社会福祉法人うるま市社会福祉協議会	1		1					
8	宮古島市	1	宮古島市基幹相談支援センター	沖縄県宮古島市平良字西里1140	1	宮古島市	1							
9	西原町	1	西原町基幹相談支援センター	沖縄県西原町字与那城140番地の1	1	西原町	1	1						
10	与那原町	1	与那原町基幹相談支援センター	沖縄県島尻郡与那原町字上与那原16番地	1	与那原町	1	1	1					
11	南風原町	1	南風原町基幹相談支援センター	沖縄県島尻郡南風原町字兼城686番地	1	南風原町	1		1					

団体 コード	都道府県 名 (漢字)	市町村名 (特別区を含む。) (漢字)	人口	地域生活支援拠点等が有する機能の充実			拠点コーディネーターの配置人数			
				a.地域生活支援拠点等の整備			b.拠点コーディネーターの配置状況			
				整備済	整備 した 年度	複数の市町村で設置 する共同整備の状況	配置の有無	拠点コーディネーターの配置に要する人件費等		
								「地域生活支援拠点等機 能強化加算」の活用によ る拠点コーディネーター の人数	「地域生活支援拠点等・ ネットワーク運営推進事 業(地活事業)」の活用によ る拠点コーディネー ターの人数	その他の事業の活用や 自治体独自による配置 等による拠点コーディ ネーターの人数
470007	沖縄県	41市町村(内、未整備18市町村)	1,479,064 人	23単独整備,0共同整備(0市町村)		0共同整備(0市町村)	8単独整備,0共同整備(0市町村)	0人	0人	24人
472018	沖縄県	那覇市	313,512人	○	R5	-	-			
472051	沖縄県	宜野湾市	100,009人			-				
472077	沖縄県	石垣市	48,922人			-				
472085	沖縄県	浦添市	114,825人	○	R3	-	-			
472093	沖縄県	名護市	64,040人			-				
472107	沖縄県	糸満市	62,211人	○	R4	-	-			
472115	沖縄県	沖縄市	141,886人	○	R3	-	-			
472123	沖縄県	豊見城市	65,719人	○	R5	-	-			
472131	沖縄県	うるま市	126,454人	○	H31	-	○			7
472140	沖縄県	宮古島市	55,596人			-				
472158	沖縄県	南城市	46,498人	○	R2	-	-			
473014	沖縄県	国頭村	4,526人	○	R4	-	-			
473022	沖縄県	大宜味村	2,957人	○	R2	-	-			
473031	沖縄県	東村	1,724人	○	R2	-	-			
473065	沖縄県	今帰仁村	9,239人			-				
473081	沖縄県	本部町	12,899人	○	R2	-	-			
473111	沖縄県	恩納村	11,261人	○	R5	-	○			1
473138	沖縄県	宜野座村	6,285人			-				
473146	沖縄県	金武町	11,427人			-				
473154	沖縄県	伊江村	4,235人	○	R5	-	-			
473243	沖縄県	読谷村	42,140人	○	R3	-	○			4
473251	沖縄県	嘉手納町	12,960人	○	H31	-	○			2
473260	沖縄県	北谷町	29,115人	○	R4	-	○			4
473278	沖縄県	北中城村	17,959人	○	R2	-	-			
473286	沖縄県	中城村	22,562人	○	H31	-	-			
473294	沖縄県	西原町	35,672人	○	R3	-	○			2
473481	沖縄県	与那原町	19,860人	○	R3	-	○			1
473502	沖縄県	南風原町	40,949人	○	R5	-	○			3
473537	沖縄県	渡嘉敷村	645人			-				
473545	沖縄県	座間味村	855人			-				
473553	沖縄県	粟国村	659人			-				
473561	沖縄県	渡名喜村	290人			-				
473570	沖縄県	南大東村	1,201人			-				
473588	沖縄県	北大東村	526人			-				
473596	沖縄県	伊平屋村	1,176人			-				
473600	沖縄県	伊是名村	1,242人	○	R5	-	-			
473618	沖縄県	久米島町	7,110人			-				
473626	沖縄県	八重瀬町	32,906人	○	R3	-	-			
473758	沖縄県	多良間村	1,032人			-				
473812	沖縄県	竹富町	4,261人			-				
473821	沖縄県	与那国町	1,719人			-				

沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例に基づく
相談活動等の実施状況について(令和5年度)

1 障害を理由とする差別等を解消するための支援体制

(1) 相談員の配置

県及び市町村では、沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例（以下「沖縄県共生社会条例」）や障害者差別解消法に基づき、障害を理由とする差別等を解消するための相談体制を整備し、双方が連携、協力して差別等の解消に取り組んでいます。

市町村では、差別等に関する相談業務を行う相談員（以下、差別事例相談員）が配置されており、県では、広域相談専門員を配置し、差別事例相談員を対象とした研修の開催、具体的相談事例における技術的支援等を行っています。

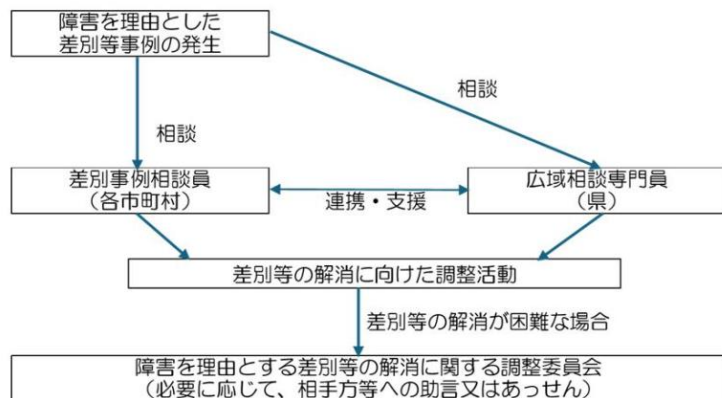
また、広域相談専門員に直接寄せられる相談については、市町村と連携しながら調整活動を行い、差別等の解消を図っています。

(2) 調整委員会による差別等の解消

差別事例相談員及び広域相談専門員による調整活動で差別等の解消が困難な場合には、障害のある人やその家族等は、知事に対し、差別等の解消を図るための助言又はあっせんを求めることができます。

助言又はあっせんの求めを受けた場合には、障害のある人やその家族、学識経験者等から構成される「沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会」で必要な調査、審議を行い、必要に応じて、差別等の相手方などへの助言又はあっせんを行うことで差別等の解消を図る体制を整備しています。

【障害を理由とする差別等を解消するための支援体制】



2 相談活動の実施状況

(1) 相談員数

区分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
県 (広域相談専門員)	3人	3人	2人	2人	2人
市町村 (差別事例相談員)	171人	157人	160人	143人	148人

※ 各年度末現在の相談員数（直営、委託を含む）

(2) 相談者数

ア 相談者数の推移

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間の相談者は、県と市町村の合計で78人となっています。これらの相談に対する電話、面談等の延べ対応回数は367回となっており、1相談者当たり約4.7回の対応となっています。

相談者数の推移（カッコ内は延べ対応回数）

【人(回)】

区分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
県	99(594)	54(215)	40(111)	43(216)	58(255)
市町村	45(206)	31(84)	42(144)	29(167)	20(112)
計	144(800)	85(299)	82(255)	72(383)	78(367)

イ 類型別相談者数

相談者を類型別にみると、障害を理由とする差別又は不利益に関する相談が20人、合理的配慮に関する相談が21人、つらい事・嫌な事に関する相談が16人、その他の意見、要望、苦情等が21人となっています。

類型別相談者数

区分	差別又は 不利益	合理的配慮	つらい事 嫌な事	その他 (意見・要望・ 苦情等)	計
県	14人	9人	14人	21人	58人
市町村	6人	12人	2人	0人	20人
計	20人	21人	16人	21人	78人

ウ 分野別相談者数

相談者を分野別にみると、「福祉サービス」に関する相談が16人と最も多く、続いて「雇用」が8人、「教育」及び「建物等」が6人、「サービスの提供・商品販売」及び「公共交通機関」が5人、「医療」が4人の順となっています。

「その他」は、条例に規定する分野に振り分けられない相談となっています。



エ 主な対応方法

相談の主な対応方法としては、「調査・調整」及び「紹介・伝達」が24人と最も多く、続いて「傾聴」が20人の順となっています。

「対応継続中」は、年度をまたいで引き続き対応中の件数です。

主な対応方法

区分	助言	紹介・伝達	調査・調整	傾聴	その他	対応継続中	計
県	2人	23人	11人	16人	6人	0人	58人
市町村	2人	1人	13人	4人	0人	1人	21人
計	4人	24人	24人	20人	6人	1人	79人

※この件数は、過年度に相談を受け付けた分も含まれるため、上記(2)ア～ウの相談者数と必ずしも一致しません。

※ 各対応方法の内容については、以下のとおり。

助 言：相談者への助言や情報提供により終結したもの。

紹介・伝達：他の相談窓口や専門機関への紹介、又はそれら関係機関への伝達により終結したもの。

調査・調整：相手方への調査、調整を実施し、相手方へ助言・伝達又は相手方の改善策等の実施により終結したもの。

傾 聴：相談者が相手方への調査、調整を望まない場合や県、市町村への意見など、傾聴のみで終結したもの。

そ の 他：上記以外の方法により終結したもの。

3 相談事例

事例 1

分野	建物等(第13条)	類型	合理的配慮
主訴	役所内の給付金窓口において、ロビー内の点字ブロックの妨げになる位置に衡立が立てられている。解消するべきではないか。		
対応・結果	担当部署に、点字ブロックの妨げとなる位置に衡立を立てないよう求めたところ、衡立が別の位置に移動された。		

事例 2

分野	公共交通機関(第14条)	類型	合理的配慮
主訴	バスに乗車した際に、運転手がスロープの使い方をよくわかっていなかったり、それを理由に対応しない態度を示したりと、乗車拒否の印象を受け、合理的配慮に対する理解が行き届いていないと感じた。また、このことについて運転手に伝えたところ、横柄な態度を取られたため、接遇についても気になる。		
対応・結果	乗車したバスが特定されていたため、バス会社へ連絡し、共生社会条例の説明を行った上で相談内容を伝えた。バス会社も当該運転手に確認するなど本件について把握しており、対応に不適切な部分があったとの認識のもと、接遇を含め研修を実施していくとの回答があった。 また、バス会社に合理的配慮に関する事業者研修や接遇ガイドラインの資料を送付し、情報提供を行った。相談者、事業者ともに納得し終結した。		

事例 3

分野	サービスの提供・商品販売(第10条)	類型	その他(情報提供)
主訴	事業者からの相談。自社のショップスタッフから、障害のある顧客の来店時の対応方法がわからないとの声がある。参考となる資料やマニュアル等があれば提供できないか。		
対応・結果	「公共サービス窓口における配慮マニュアル」など、県ホームページ上に掲示している資料を紹介。研修など社内においても共有頂いて差し支えない旨を伝えた。		

事例 4

分野	公共交通機関（第14条）	類型	合理的配慮
主訴	車いす利用者からの相談。船を利用しようとしたところ、介助者同伴でなければ利用は難しいとして断られた。他の船会社では簡易スロープ等を準備して乗船できるようにしている例もある中、可能な限りの改善を求めたい。		
対応・結果	相談員は相談内容を船会社に伝達し、乗船予約を断った理由について確認した。船会社は、船舶が古いためバリアフリー対応しておらず、階段も急な傾斜のため複数の介助者が必要だがその確保が難しいこともあり断ったとのこと。まずは船の見学をしてもらい、相談者から意見を聴いて改善できることがあれば検討したいとのことから、その旨を相談者に伝え、見学の日程調整を実施した。その後相談者から、船会社との調整状況について報告があり、船会社からはスロープの導入や客席までの移動方法について社内で検討するとの返答があったとのこと。		

※上記のほか、障害者差別に関する県への指摘

内容	県内の一部自治体において、会議等の傍聴や施設利用等に関する規程の中に精神障害者を制限する条項が長年放置されている。改善してもらいたい。
対応	県において確認したところ、県内の一部自治体が所管する規程において、会議等の傍聴や施設利用等を制限する対象として「精神に異常があると認められる者」等の文言が残ったままとなっている例が確認された。 精神障害を理由とする各種の制限条項は、沖縄県共生社会条例や障害者差別解消法で定める「不当な差別的取扱いの禁止」に該当する可能性があると考えられることから、県は各市町村に対し、制限条項が存在する例規の有無を確認するよう依頼するとともに、確認された場合には速やかな改正を検討するよう伝達した。

4 普及・啓発活動の実施

県では、心のバリアフリー推進事業を実施し、障害のある人に対する理解促進を図るためのイベントの開催や特設サイトの設置等、普及啓発に係る取組を行いました。

(1) 商業施設でのイベント

【内容】

施設内の段差等を車いすに乗って体感する「バリアフリークエスト」
 白杖体験、イヤーマフ体験、ボッチャ体験
 障害のある人によるダンスや、合理的配慮について考えるステージプログラム
 障害種別ごとの特性や配慮に関する掲示

【日程・場所】

令和5年12月9日 イオンモール沖縄ライカム

令和5年12月16日 イオン南風原店

令和6年1月13日 イオン名護店



(2) 特設サイトの開設

心のバリアフリーについて考える資料やイベントの情報等を掲載。



5 研修・講座等の実施

(1) 障害者差別に関する相談員研修

市町村、相談支援事業所など障害者に関する相談員を対象に、差別相談に応じる相談員の資質向上を図るため、障害者差別に関する相談員研修を実施しました。

※障害当事者を講師に招き、障害平等研修（DET）を実施

【日程・場所】

令和6年2月29日 午前・午後 かでな未来館

令和6年3月1日 午前・午後 沖縄県総合福祉センター（東棟501教室）

(2) 障害理解促進講座

県内の事業者等を対象に、各障害の特性や必要な配慮等の理解を深めるため、障害理解促進講座を実施しました。

【テーマ】見える障害と見えない障害、それぞれに対する配慮

【日程・場所】

令和6年1月21日 イオンモール沖縄ライカム（イオンホール）

令和6年1月25日 沖縄県立博物館・美術館（博物館講座室）

令和6年1月30日 オンライン開催

令和6年2月9日 宮古合同庁舎（多目的ホール）

令和6年2月16日 石垣市健康福祉センター（2階視聴覚室）

(3) 合理的配慮の提供義務化に関する講演会

障害者差別解消法の改正により、令和6年4月1日から、事業者による合理的配慮の提供が義務化されることに伴い、県内事業者を対象とした講演会を開催しました。

【テーマ】障害者への「合理的配慮の提供義務化」に伴う事業者への影響

【日程・場所】令和6年3月6日 沖縄県立博物館・美術館（講堂）

(4) 県職員向け研修

自治研修所が実施する階層別研修（課長級研修及び新採用職員研修）において、障害者差別の解消や合理的配慮に関する考え方、職員の対応要領等に関する研修を実施しました。

【日程】※場所はいずれも沖縄県自治研修所

令和5年4月25日 課長級研修

令和5年10月5日、6日、26日、27日 新採用職員後期研修

令和 5 年度沖縄県における障害者虐待の状況について

沖縄県における令和 5 年度の障害者虐待の状況について、以下のとおり公表します。

1 障害者虐待の相談・通報及び虐待判断状況

	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従事者等 による障害者虐待
相談・通報件数	123件	94件
虐待判断件数	35件	25件
被虐待者数	35人	43人

※令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までのもの。

2 養護者による障害者虐待の内訳

(1) 虐待の種別（重複あり）

虐待の種別	件数	割合
身体的虐待	21件	48.8%
性的虐待	2件	4.7%
心理的虐待	12件	27.9%
放棄、放置（ネグレクト）	3件	7.0%
経済的虐待	5件	11.6%
合計	43件	

(2) 被虐待者の障害種別（重複あり）

被虐待者の障害種別	被虐待者数	割合
身体障害	8人	19.5%
知的障害	15人	36.6%
精神障害（発達障害を除く）	15人	36.6%
発達障害	2人	4.9%
その他の心身機能の障害	1人	2.4%
合計	41人	

(3) 被虐待者の性別

性別	男性	女性
人数(割合)	15人(42.9%)	20人(57.1%)

(4) 被虐待者から見た虐待者の続柄

続柄	父	母	夫・妻	息子・娘	兄弟姉妹	その他
人数 (割合)	9人 (22.0%)	9人 (22.0%)	1人 (2.4%)	4人 (9.7%)	11人 (26.8%)	7人 (17.1%)

3 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の内訳

(1) 虐待の種別（重複あり）

虐待の種別	件数	割合
身体的虐待	13件	39.4%
性的虐待	3件	9.1%
心理的虐待	14件	42.4%
放棄、放置（ネグレクト）	1件	3.0%
経済的虐待	2件	6.1%
合計	33件	-

(2) 被虐待者の障害種別（重複あり）

被虐待者の障害種別	被虐待者数	割合
身体障害	11人	22.0%
知的障害	33人	66.0%
精神障害（発達障害を除く）	6人	12.0%
発達障害	0人	0.0%
その他の心身機能の障害	0人	0.0%
合計	50人	-

(3) 被虐待者の性別

性別	男性	女性
人数(割合)	26人(60.5%)	17人(39.5%)

(4) 障害者福祉施設等の種別等

	施設等の種別	虐待の種別	虐待者の職種	採った措置
1	生活介護	身体的虐待 心理的虐待	生活支援員	虐待防止の体制整備のための要望書発出 施設・事業所に対する指導
2	障害者支援施設	身体的虐待 心理的虐待	生活支援員	虐待防止の体制整備のための要望書発出 施設・事業所に対する指導
3	就労継続支援 B型	身体的虐待 心理的虐待	就労支援員	虐待防止の体制整備のための要望書発出
4	放課後等デイ サービス	身体的虐待	児童指導員	施設・事業所からの改善計画の提出依頼
5	生活介護	身体的虐待 性的虐待 心理的虐待	生活支援員	施設・事業所に対する指導 虐待を行った施設従事者等への注意・指導
6	就労継続支援 B型	経済的虐待	サービス管理 責任者	虐待を行った施設従事者等への注意・指導
7	共同生活援助	心理的虐待	生活支援員	施設・事業所に対する指導

8	放課後等デイサービス	身体的虐待	児童指導員	施設・事業所に対する指導
9	障害者支援施設	身体的虐待	生活支援員	施設・事業所に対する指導 施設・事業所からの改善計画の提出依頼
10	放課後等デイサービス	心理的虐待	児童発達支援 管理責任者	施設・事業所に対する指導
11	障害者支援施設	身体的虐待	生活支援員	施設・事業所に対する指導
12	就労継続支援A型	心理的虐待	職業指導員	施設・事業所に対する指導 施設・事業所からの改善計画の提出依頼
13	就労継続支援B型	性的虐待	職業指導員	施設・事業所に対する指導 施設・事業所からの改善計画の提出依頼
14	就労継続支援A型	心理的虐待	職業指導員	施設・事業所に対する指導 施設・事業所からの改善計画の提出依頼
15	就労継続支援B型	心理的虐待	サービス管理 責任者	施設・事業所に対する指導 施設・事業所からの改善計画の提出依頼
16	就労継続支援B型	経済的虐待	サービス管理 責任者	施設・事業所に対する指導 虐待を行った施設従事者等への注意・指導
17	生活介護	身体的虐待	その他従事者	施設・事業所に対する指導 虐待を行った施設従事者等への注意・指導
18	共同生活援助	身体的虐待	管理者	施設・事業所からの改善計画の提出依頼 虐待を行った施設従事者等への注意・指導
19	短期入所	身体的虐待	生活支援員	施設への事実確認等
20	就労継続支援B型	心理的虐待	就労支援員	施設・事業所に対する指導 施設・事業所からの改善計画の提出依頼
21	共同生活援助	性的虐待	その他従事者	施設・事業所からの改善計画の提出依頼 障害者総合支援法の規定に基づく改善勧告
22	障害者支援施設	身体的虐待	生活支援員	施設・事業所に対する指導 施設・事業所からの改善計画の提出依頼
23	障害者支援施設	心理的虐待	生活支援員	施設・事業所に対する指導 施設・事業所からの改善計画の提出依頼
24	障害者支援施設	心理的虐待 放棄、放置 (ネグレクト)	生活支援員	施設・事業所に対する指導 施設・事業所からの改善計画の提出依頼
25	障害者支援施設	身体的虐待 心理的虐待	生活支援員	施設・事業所に対する指導 施設・事業所からの改善計画の提出依頼

調査票 1 医療的ケア児の人数に関する調査

医療的ケア児等の定義（医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第2条抜粋）
医療的ケア児：日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童
医療的ケア：人工呼吸器による呼吸管理、嚥食吸引その他の医療行為をいう

市町村名： 沖縄県

令和6年4月1日時点

No	基本情報																				災害対策関連				
	年齢 (注1)	対象となる医療的ケアの内容(注2)																			非常用電源関連			避難計画関連	
		点滴の 管理	中心静 脈栄養	ストー マ（人 工肛 門）の 処置	酸素療 法	レスピ レータ ー（人 工呼 吸器）	経管栄 養（経 鼻、胃 ろう、 腸ろう）	膀胱 留置カ テー ル	咽頭エ アウエ イ	吸引（気 管、鼻 口 腔）	導尿	吸入	排便、 洗腸な どの排 便管理	てんか ん発作 時の処 置や対 応	インス リン注 射	継続す る透析 （腹膜 透析を 含む）	血糖測 定	ネーザ ルハイ フロー	排痰補 助装置	その他	常時電源確 保の必要性 の有無 (注3)	自宅等にお ける非常用 電源の有無 (注4)	市町村によ る非常用電 源貸与等の 支援有無 (注5)	避難行動要 支援者名簿 の掲載有無 (注6)	個別避難計 画策定有無 (注7)
1																									
2																									
3																									
4																									
5																									
6																									
7																									
8																									
9																									
10																									
11																									
12																									
13																									
14																									
15																									
16																									
17																									
18																									
19																									
20																									
21																									
22																									
23																									
24																									
25																									
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

参考資料 1 常時電源の確保が必要な医療的ケア児に関する調査（R6年4月1日時点）

市 町 村 名 沖縄県

別添 「常時電源確保が必要な医療的ケアについて」

医療的ケア項目	常時電源確保の必要性
点滴の管理	不明（輸液ポンプ使用の場合は必要）
中心静脈栄養	○
ストーマ(人工肛門)の処置	×
酸素療法	○
レスピレーター(人工呼吸器)	○
経管栄養(経鼻、胃ろう、腸ろう)	不明（栄養ポンプ使用の場合は必要）
膀胱留置カテーテル	×
咽頭エアウェイ	×
吸引(気管、鼻腔、口腔)	○
導尿	×
吸入	○
摘便、洗腸などの排便管理	×
てんかん発作時の処置や対応	×
インスリン注射	不明(薬剤が冷蔵庫管理のため冷蔵できる環境が必要)
継続する透析(腹膜嚙流を含む)	○
血糖測定	×(電池は必要)
ネーザルハイフロー	○
排痰補助装置	○
その他	不明

(1) 常時電源の確保が必要な者の割合

項目	対象者	割合
常時必要な者	352人	65%
不明な者	135人	25%
必要でない者	56人	10%
合計	543人	100%

(2) 常時電源が必要な者の居宅等における非常用電源の保有割合

項目	対象者	割合
保有	89人	25%
不明	177人	50%
保有していない	86人	24%
合計	352人	100%

(3) 常時電源が必要な者の市町村による非常用電源貸与等の支援割合

項目	対象者	割合
支援あり	22人	6%
支援なし	330人	94%
合計	352人	100%

(4) 個別避難計画等の策定状況

項目	対象者	割合
個別避難計画策定済	78人	14%
避難行動要支援者名簿のみ掲載	222人	41%
避難行動要支援者名簿に掲載していない	243人	45%
合計	543人	100%

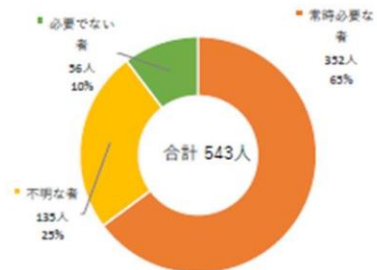
(5) 常時電源が必要な者の個別避難計画等の策定状況

項目	対象者	割合
個別避難計画策定	68人	19%
避難行動要支援者名簿のみ掲載	174人	49%
避難行動要支援者名簿に掲載なし	110人	31%
合計	352人	100%

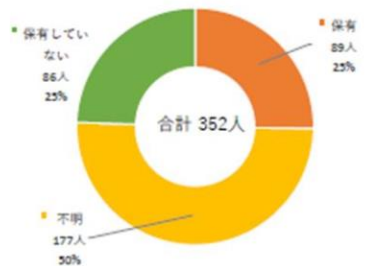
参考資料 2 常時電源の確保が必要な医療的ケア児に関する調査 (R6年 4月 1日時点)

市 町 村 名 沖縄県

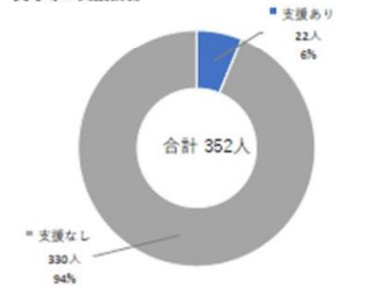
(1) 常時電源の確保が必要な者の割合



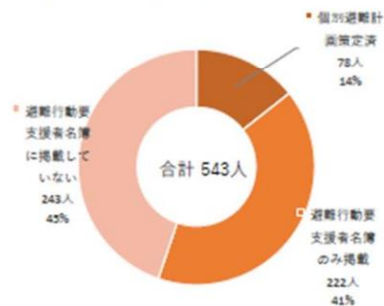
(2) 常時電源が必要な者の居宅等における非常用電源の保有割合



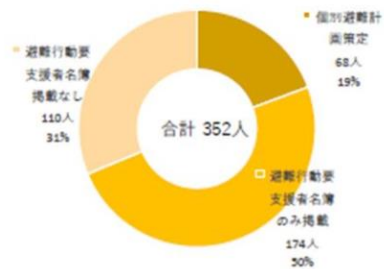
(3) 常時電源が必要な者の市町村による非常用電源貸与等の支援割合



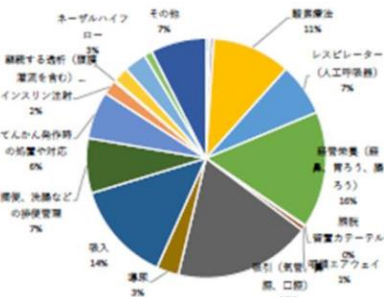
(4) 個別避難計画等の策定状況



(5) 常時電源が必要な者の個別避難計画等の策定状況



(6) 対象となる医療的ケアの割合



市町村ごとの医療的ケア児数 (R6年 4月 1日時点)

市町村名		医療的ケア児人数
北部圏域	名護市	21人
	国頭村	2人
	大宜味村	1人
	東村	
	本部町	2人
	今帰仁村	2人
	伊江村	
	伊平屋村	2人
	伊能名村	1人
	北部合計	31人
中部圏域	沖縄市	46人
	宜野湾市	29人
	うるま市	44人
	恩納村	
	宜野座村	
	金武町	2人
	読谷村	7人
	真手納町	5人
	北谷町	8人
	北中城村	5人
	中城村	6人
	中部合計	152人

南部圏域	那覇市	170人
	湾岸市	31人
	糸満市	29人
	豊見城市	30人
	南城市	21人
	西原町	6人
	南風原町	20人
	与那原町	5人
	八重瀬町	11人
	久米島町	
	北大東村	
宮古圏域	南大東村	
	渡嘉敷村	
	座間味村	
	葉国村	
	渡名喜村	
	南部合計	323人
宮古圏域	宮古島市	25人
	多良間村	
	宮古合計	25人
八重山圏域	石垣市	11人
	竹富町	1人
	与那国町	
	八重山合計	12人
合計		543人

医療的ケア児の実態把握及び関係機関との情報共有のための医療機関から市町村への情報提供について

沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課
沖縄県医療的ケア児支援センター

目次

- 1 医療的ケア児の実態把握に関する課題
- 2 市町村内の関係機関との情報共有に関する課題
- 3 正確な実態把握と関係機関との情報共有による目的と効果
- 4 課題解決に向けた取組

1-1 医療的ケア児の実態把握に関する課題

【背景・課題】

医療技術の進歩に伴い、NICU等を退院後、日常生活を営むために恒常的に医療的ケアを受ける必要がある「医療的ケア児等」が増加し、その実態の多様化が進んでいるが・・・

- ☞ 社会的・学術的な明確な定義が存在していない。（自己注射を含む等）
- ☞ 障害福祉制度のような、登録制度も存在していない。



そのため、各市町村で医療的ケア児の把握方法が異なり、正確な数を把握できていない可能性がある。

退院後、行政（市町村）と繋がらず、把握されない家族がいるなど、必要な支援が行き届いていない可能性が指摘されている。

支援から漏れる家族を無くすため、正確な実態把握の仕組みを構築する必要がある。

2-1 市町村内の関係機関との情報共有に関する課題

【背景・課題】

市町村内の医療的ケア児の支援を行う各関係部局（母子保健部門、障害福祉部門、子育て部門、災害部門、教育委員会、市町村医療的ケア児等コーディネーター等）における情報共有体制は、市町村ごとに異なることが確認されている。

- ☞ 母子部門は把握していたが、障害部門は把握できていなかったなど。
- ☞ 市町村教育委員会が対象児を把握できておらず、事前の就学相談ができていなかったなど。

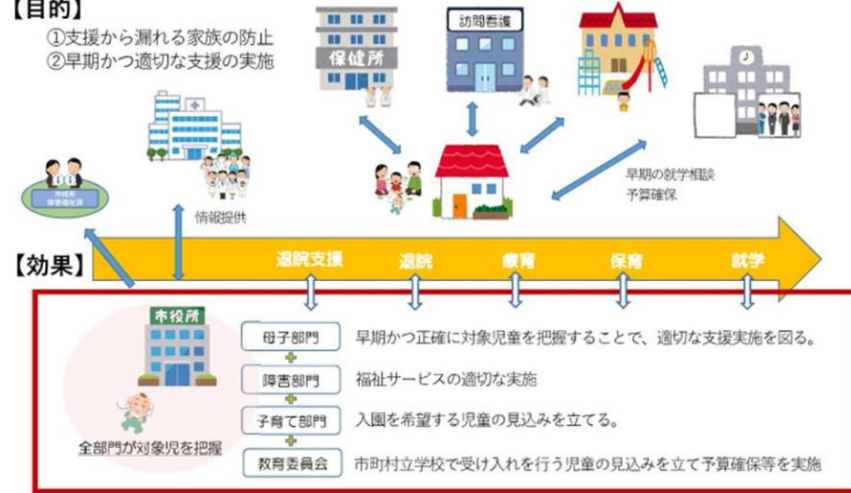


対象児の把握が遅れることで、適切な支援を実施することができなかったケースなどが課題として指摘されている。

3-1 正確な実態把握と関係機関との早期の情報共有による目的と効果

【目的】

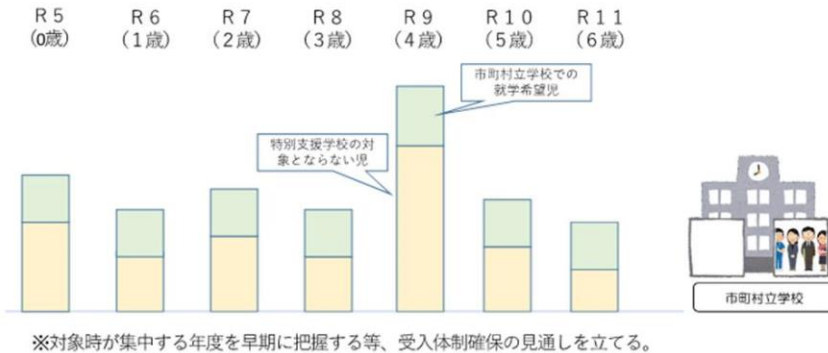
- ①支援から漏れる家族の防止
- ②早期かつ適切な支援の実施



3-2 正確な実態把握と関係機関との早期の情報共有による効果(例1)

【効果】

市町村教育委員会において、特別支援学校の対象とならない医療的ケア児（インシュリンの自己注射のみ等）や市町村立学校での就学を希望する者の数を早期に把握することで、適切な受入体制の確保を図る。

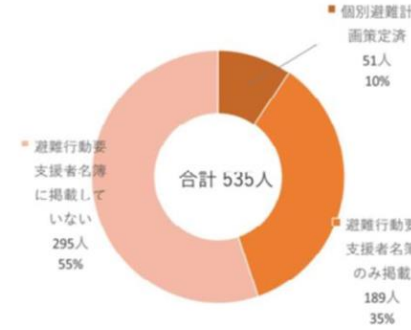


3-3 正確な実態把握と関係機関との早期の情報共有による効果(例2)

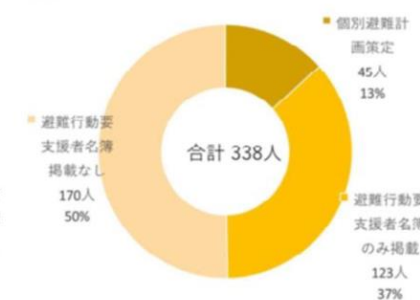
【効果】

災害部局において、対象児を把握することで、避難行動要支援者名簿への掲載の必要性について検討するとともに、個別避難誘導計画策定の対象となる可能性のある者の数について見通しを立てる。

(4) 個別避難計画等の策定状況



(5) 常時電源が必要な者の個別避難計画等の策定状況



県内の医療的ケア児535人のうち、避難行動要支援者名簿に掲載しているケア児は個別計画を策定しているものも含めて45%という結果となった。

※年度末時点での常時電源が必要な医療的ケア児に関する調査結果

3-3 正確な実態把握と関係機関との早期の情報共有による効果(例2)

市町村別常時電源が必要な者のうち、避難行動要支援者名簿のみ掲載している者（降順）

市町村名	対象者数	策定状況	割合
伊平屋村	2人	2人	100%
糸島市	15人	15人	100%
与那原町	4人	4人	100%
浦添市	27人	21人	78%
南風原町	15人	11人	73%
豊見城市	11人	8人	73%
那覇市	81人	49人	60%
北谷町	2人	1人	50%
うるま市	29人	10人	34%
西原町	4人	1人	25%
宜野湾市	27人	1人	4%

市町村別常時電源が必要な者の個別避難計画の策定状況（降順）

市町村名	対象者数	策定状況	割合
国保村	2人	2人	100%
那覇市	81人	29人	36%
浦添市	27人	6人	22%
豊見城市	11人	2人	18%
沖縄市	27人	4人	15%
宜野湾市	27人	2人	7%

策定していない市町村は省略

※年度末時点での常時電源が必要な医療的ケア児に関する調査結果

3-4 正確な実態把握と関係機関との早期の情報共有による効果

① 退院支援等における効果

各関係課において、早期に対象児の存在を把握することで、退院支援カンファレンスの参加等、支援の実施に係る早期の連携開始を図る。

② 母子保健分野における効果

対象児の多い市町村においては、既存の仕組みだけでは全ての医療的ケア児を把握することが困難であるとの課題がある。全ての医療的ケア児に関する情報提供を受けることで、円滑な対象児の把握を図る。

③ 障害分野における効果

管内の医療的ケア児を把握するとともに、障害サービスの利用の有無を確認し、医療的ケア児のサービス向上を図る。また、早期に対象児を把握することで、計画相談支援事業所の確保等の障害サービス利用に向けた事前準備等の円滑な実施を図る。

④ 保育分野における効果

管内の医療的ケア児を早期に把握することで、入園を希望する児童の見込みを立てるとともに、事前準備等の円滑な実施を図る。

⑤ 教育分野における効果

市町村教育委員会において、特別支援学校の対象とならない医療的ケア児（インシュリンの自己注射のみ等）や市町村立学校での就学を希望する者の数を早期に把握することで、予算や看護師等の人材について適切な受入体制の確保を図る。

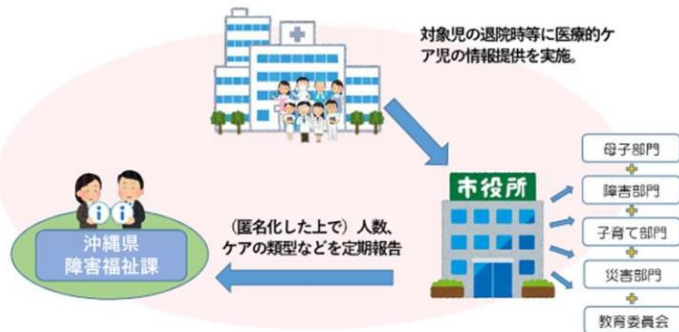
⑥ 災害分野における効果

管内の医療的ケア児を把握することで、避難行動要支援者名簿への掲載の必要性について検討するとともに、個別避難誘導計画策定の対象となる可能性のある者の数について見通しを立てる。

4-1 課題解決に向けた取組（情報提供票）について

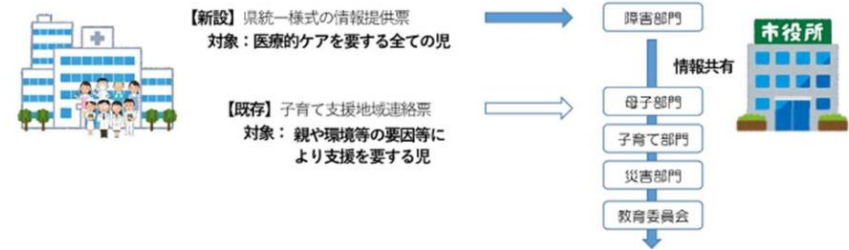
① NICUの退院時や小児科外来受診時等に医療機関から市町村に対象児の情報提供を実施。医療的ケア児の情報の正確かつ早い段階での把握を図る。

② 市町村においては、医療機関から情報提供を受けた時点で、全関係部局と共有を図る。



4-2 課題解決に向けた取組（情報提供票）について

医療機関から市町村への情報提供方法について、県で統一の様式及び方法を定め実施。既存の子育て支援地域連絡票の対象とならない児も把握するため新設の様式で実施。



医療的ケア児の把握に係る子育て支援地域連絡票（ハイリスク票）の課題について

県内の周産期母子医療センターにおいては、NICU等を退院する医療的ケア児について、各市町村の母子保健部門等に対し、子育て支援地域連絡票（ハイリスク票）により情報提供を行っているが、同票については、必要となる医療的ケアの項目の記載がないことや医療機関によっては社会的リスクのある児のみを対象としている等、全ての医療的ケア児を把握するためには課題がある。

4-3 課題解決に向けた事務局案に係る意見交換

令和5年

5月25日：うるま市役所との意見交換

8月10日：県立中部病院との意見交換

8月16日：県立南部医療センター・こども医療センターとの意見交換

8月18日：琉球大学病院との意見交換

8月22日：県立北部病院との意見交換

8月23日：那覇市立病院との意見交換

8月31日：沖縄県自立支援協議会医療的ケア児等コーディネーターワーキングへ報告

9月1日：沖縄県立病院との意見交換

9月1日：那覇市保健所との意見交換

9月15日：那覇市役所及び那覇市教育委員会との意見交換

10月17日：県立中部病院との意見交換

10月18日：南部地区自立支援連絡会議療育・教育部会での説明

10月27日：一般社団法人Kukuruとの意見交換

11月1日：県立南部医療センター・こども医療センターとの意見交換

11月30日：与那原町役場及び与那原町教育委員会との意見交換

12月6日：沖縄県看護協会との意見交換

12月20日：うるま市役所及びうるま市教育委員会との意見交換

令和6年

1月26日：沖縄県自立支援協議会医療的ケア児支援部会へ報告

1月30日：県立八重山病院との意見交換

2月9日：県立宮古病院との意見交換

3月6日：県立北部病院との意見交換

3月12日：琉球大学病院との意見交換

各県立病院長
琉球大学病院長
那覇市立病院長
沖縄赤十字病院長
各市町村障害福祉主管課長 殿

子 障 第 1463 号
令和 6 年 3 月 27 日

沖縄県子ども生活福祉部
障 害 福 祉 課 長
(公 印 省 略)

医療的ケア児に関する医療機関から市町村への情報提供について（依頼）

みだしのことについて、医療的ケア児には明確な定義が存在していないことから、対象児の把握の方法は市町村によって異なるとともに、市町村内の各関係部局における情報共有体制についても、市町村ごとに異なることが確認されております。

医療的ケア児の支援については、各市町村において対象児の情報が正確に把握されとともに、同一市町村内の各関係機関の緊密な連携の下に切れ目なく行われることが求められております。

そのことから、県内の NICU 及び小児科外来等において、医療的ケアが必要となった児童について、医療機関から市町村に対し、早期かつ正確な情報提供が行われ、市町村内の各関係部局において情報共有が実施される体制の構築を目的に、別添のとおり沖縄県統一の様式（情報提供票）を作成いたしました。

つきましては、県内関係医療機関におかれましては、市町村に対する情報提供のご協力をお願いするとともに、各市町村におかれましては、提供を受けた情報について、各関係部局間で情報共有を行い、医療的ケア児の支援体制の構築のための基礎情報としてご活用されますようご協力をお願いいたします。

担当 地域生活支援班 富山
Email : touyakyt@pref.okinawa.lg.jp
TEL : 098-866-2190
FAX : 098-866-6916

1 情報提供票様式及び送付先
別添 1、別添 2 参照

2 情報提供票の流れ

(1) 情報提供票の作成

県内関係医療機関における NICU 及び小児科外来等において、医療的ケアが必要となる見込みの児について、ケアの見込みが概ねたった時点（退院カンファレンスが実施される場合は実施の 2 週間程度前を想定）で情報提供票を作成。

(2) 情報提供票の送付

医療機関において、別添 2 の各市町村の情報提供票送付先宛てに、情報提供票を郵送。

(3) 市町村における情報提供の受け取り及び各関係課への情報共有

医療機関から情報提供を受けた担当課において、同一市町村内の医療的ケア児の支援を行う各関係部局（母子保健部門、障害福祉部門、子育て部門、災害部門、教育委員会、市町村医療的ケア児等コーディネーター等）に情報共有を実施。情報共有の方法については、情報提供票の写しを関係課に送付する場合や別で管理する台帳等に情報を追記し共有する場合等を想定。

(4) 個人情報の取り扱い

情報提供票に係る個人情報の取り扱いは、医療機関及び市町村において個人情報保護法及びその他関係規則等に基づき適切に管理。保護者の同意がない限り他市町村や他機関への送付は行わないこと。

3 情報提供を行う医療機関

県立中部病院、県立南部医療センター・こども医療センター、県立宮古病院、県立八重山病院
琉球大学病院
那覇市立病院
沖縄赤十字病院

4 市町村における情報提供票の活用例

ア 退院支援等における活用例

各関係課において、早期に対象児の存在を把握することで、退院支援カンファレンスの参加等、支援の実施に係る早期の連携開始を図る。

イ 母子保健分野における活用例

対象児の多い市町村においては、既存の仕組みだけでは全ての医療的ケア児を把握することが困難であるとの課題がある。全ての医療的ケア児に関する情報提供を受けることで、円滑な対象児の把握を図る。

ウ 障害分野における活用例

管内の医療的ケア児を把握するとともに、障害サービスの利用の有無を確認し、医療的ケア児のサービス向上を図る。また、早期に対象児を把握することで、計画相談支援事業所の確保等の障害サービス利用に向けた事前準備等の円滑な実施を図る。

エ 保育分野における活用例

管内の医療的ケア児を早期に把握することで、入園を希望する児童の見込みを立てるとともに、事前準備等の円滑な実施を図る。

オ 教育分野における活用例

市町村教育委員会において、特別支援学校の対象とならない医療的ケア児（インシュリンの自己注射のみ等）や市町村立学校での就学を希望する者の数を早期に把握することで、予算や看護師等の人材について適切な受入体制の確保を図る。

カ 災害分野における活用例

管内の医療的ケア児を把握することで、避難行動要支援者名簿への掲載の必要性について検討するとともに、個別避難誘導計画策定の対象となる可能性のある者の数について見通しを立てる。

別添 1 沖縄県医療的ケア児に関する医療機関から市町村への情報提供票

(市町村名) 長 殿

本情報提供票を市町村担当主管課へ送ることに関して保護者の同意を得ています。

作成年月日： 令和 年 月 日
医療機関名： _____
担当者所属： _____
担当者名： _____
電話番号： _____

本情報提供票は、医療機関から対象児の居住地または居住予定地の市町村に対し、対象児の医療的ケアに係る情報を早期かつ正確に提供することで、市町村内の医療的ケア児の支援を行う各関係部局において、適切な支援体制の構築を図ることを目的に送付するものです。
本票による情報は、市町村内の医療的ケア児の支援を行う各関係部局において共有されることを想定しています。各関係部局において、障害福祉サービスの利用状況の把握や就学等に向けた受入れ体制の整備、災害時対応の検討等の基礎情報として用いられることを想定しています。

※関係部局：母子保健部門、障害福祉部門、子育て部門、災害部門、教育委員会、市町村医療的ケア児等コーディネーター等

1 本人情報

住 所 〒	-	
フリガナ		基礎疾患
氏 名		在胎週数
生年月日	令和 年 月 日	出生時体重
性 別		退院予定日
キーパーソン① 氏名	フリガナ	続柄 連絡先
キーパーソン② 氏名	フリガナ	続柄 連絡先

住所欄には、本票作成時における児の居住地又は居住予定地を記載。記載できない欄は省略。

2 対象となる医療的ケアの内容 ※本票作成時点の状態に該当する項目に○を記載。

①人工呼吸器	②ネーザルハイフロー	③排痰補助装置	④酸素吸入	⑤咽頭エアウェイ	⑥吸引（気管、鼻腔、口腔）	⑦気管切開	⑧中心静脈栄養	⑨点滴の管理	⑩インスリン注射	⑪血糖測定	⑫継続する透析（血液透析を含む）	⑬経管栄養（経鼻、経口、経ろう）	⑭膀胱留置カテーテル	⑮導尿	⑯人工肛門	⑰膀胱ろう	⑱腎ろう	⑲排便 浣腸などの排便管理	20 その他 ※1

※1 上記の項目に限らず、恒常的に看護職の介入が必要なケアがある場合はその他欄に記載。

3 本情報提供票の留意点

- (1) 本票は、出生時又はそれ以降に上記2に該当する医療的ケアが必要となった児童を対象に作成します。
(2) 本票は、早期に情報提供を行うため必要な医療的ケアの見込みがついた時点を目安に作成します。
(3) 退院カンファレンスを実施する場合は、実施前に市町村に情報提供することを目安とします。
(4) 医療機関から市町村への情報提供は一人の児童につき一度のみ行います。必要となる医療的ケアが変わるごとに情報提供を行うものではありません。
(5) 本票による情報提供は郵送にて行います。
(6) 本票に係る個人情報の取り扱い、医療機関及び市町村において個人情報保護法及びその関係規則等に基づき適切に管理します。保護者の同意がない限り他市町村や他機関に送付しません。
(7) 本票は、令和6年3月27日付け付子第1463号沖縄県通知に基づき、同年4月1日以降に新に医療的ケア児として把握した児童を対象に作成します。

別添 2

沖縄県医療的ケア児に関する医療機関から市町村への情報提供票 対象市町村送付宛て先一覧

令和 6 年 4 月 1 日時点

No	市町村名	担当課名	宛 名	連絡メールアドレス	電話番号	Fax番号	住所
1	那覇市	障がい福祉課	医療的ケア児ご担当者	kenkou@city.naha.lg.jp	098-862-3275	900-8585	那覇市泉崎1丁目1番1号
2	宜野湾市	障がい福祉課	医療的ケア児ご担当者	kenkou@city.naha.lg.jp	098-893-4131	901-2710	宜野湾市野嵩1-1-1
3	石垣市	福祉部障がい福祉課	医療的ケア児ご担当者	kenkou@city.naha.lg.jp	0980-82-9947	907-8501	沖縄県石垣市字真栄里672番地
4	浦添市	障がい福祉課	医療的ケア児ご担当者	kenkou@city.naha.lg.jp	098-876-1267	901-2501	浦添市安波茶1-1-1
5	名護市	社会福祉課	医療的ケア児ご担当者	kenkou@city.naha.lg.jp	0980-53-1215	905-8540	名護市港一丁目1番1号
6	糸満市	障害福祉課	医療的ケア児ご担当者	kenkou@city.naha.lg.jp	098-840-8103	901-0392	糸満市潮崎町1丁目1番地
7	沖縄市	障がい福祉課	医療的ケア児ご担当者	kenkou@city.naha.lg.jp	098-989-7894	904-8501	沖縄県沖縄市仲宗根町2 6 番 1 号
8	豊見城市	障がい長寿課	医療的ケア児ご担当者	kenkou@city.naha.lg.jp	098-850-5320	901-0292	豊見城市宜保一丁目1番地1
9	うるま市	障がい福祉課	医療的ケア児ご担当者	kenkou@city.naha.lg.jp	098-973-5452	904-2292	うるま市みどり町1丁目1番1号
10	宮古島市	障がい福祉課	医療的ケア児ご担当者	kenkou@city.naha.lg.jp	0980-73-1975	906-8501	宮古島市平良字西里1140番地
11	南城市	生きがい推進課	医療的ケア児ご担当者	kenkou@city.naha.lg.jp	098-917-5341	901-1495	南城市佐数字新里1870番地
12	国頭村	福祉課	医療的ケア児ご担当者	kenkou@city.naha.lg.jp	0980-41-2765	905-1495	沖縄県国頭郡国頭村字辺土名121番地
13	大宜味村	住民福祉課	医療的ケア児ご担当者	kenkou@city.naha.lg.jp	0980-44-3003	905-1392	沖縄県国頭郡大宜味村字大兼久157番地
14	東村	福祉保健課	医療的ケア児ご担当者	kenkou@city.naha.lg.jp	0980-43-2202	905-1292	沖縄県国頭郡東村字平良8 0 4 番 地
15	今帰仁村	福祉・こども課	医療的ケア児ご担当者	kenkou@city.naha.lg.jp	0980-56-2198	905-0492	沖縄県国頭郡今帰仁村字仲宗根219番地
16	本部町	福祉課	医療的ケア児ご担当者	kenkou@city.naha.lg.jp	0980-47-2165	905-0292	本部町字東5番地
17	恩納村	福祉課	医療的ケア児ご担当者	kenkou@city.naha.lg.jp	098-966-1207	904-0492	恩納村字恩納2451番地
18	宜野座村	健康福祉課	医療的ケア児ご担当者	kenkou@city.naha.lg.jp	098-968-3253	904-1392	沖縄県国頭郡宜野座村字宜野座296番地
19	金武町	保健福祉課	医療的ケア児ご担当者	kenkou@city.naha.lg.jp	098-968-3559	904-1292	金武町字金武1番地
20	伊江村	福祉課	医療的ケア児ご担当者	kenkou@city.naha.lg.jp	0980-49-3160	905-0592	伊江村字東江前38番地
21	読谷村	福祉課	医療的ケア児ご担当者	kenkou@city.naha.lg.jp	098-982-9209	904-0392	読谷村字座喜味2901番地
22	嘉手納町	福祉課 障害福祉係	医療的ケア児ご担当者	kenkou@city.naha.lg.jp	098-956-1111	904-0293	沖縄県嘉手納町字嘉手納588番地
23	北谷町	福祉課	医療的ケア児ご担当者	kenkou@city.naha.lg.jp	098-982-7719	904-0192	北谷町桑江1丁目1番1号
24	北中城村	福祉課	医療的ケア児ご担当者	kenkou@city.naha.lg.jp	098-935-2263	901-2392	北中城村字嘉倉場426番地2
25	中城村	福祉課	医療的ケア児ご担当者	kenkou@city.naha.lg.jp	098-895-1738	901-2493	沖縄県中頭郡中城村当間585-1
26	西原町	福祉課	医療的ケア児ご担当者	kenkou@city.naha.lg.jp	098-945-4791	903-0220	西原町字与那城140番地1
27	与那原町	福祉課	医療的ケア児ご担当者	kenkou@city.naha.lg.jp	098-945-1525	901-1392	与那原町字上与那原16番地
28	南風原町	保健福祉課	医療的ケア児ご担当者	kenkou@city.naha.lg.jp	098-889-4416	901-1195	島尻郡南風原町字兼城686番地
29	渡嘉敷村	民生課	医療的ケア児ご担当者	kenkou@city.naha.lg.jp	098-987-2322	901-3501	渡嘉敷村字渡嘉敷183番地
30	座間味村	住民課	医療的ケア児ご担当者	kenkou@city.naha.lg.jp	098-896-4045	901-3496	座間味村字座間味109番地
31	栗国村	民生課	医療的ケア児ご担当者	kenkou@city.naha.lg.jp	098-988-2017	901-3792	沖縄県島尻郡栗国村字東483番地
32	渡名喜村	民生課	医療的ケア児ご担当者	kenkou@city.naha.lg.jp	098-989-2317	901-3692	沖縄県島尻郡渡名喜村1917番地 3
33	南大東村	福祉民生課	医療的ケア児ご担当者	kenkou@city.naha.lg.jp	09802-2-2036	901-3895	南大東村字南144番地-1
34	北大東村	福祉衛生課	医療的ケア児ご担当者	kenkou@city.naha.lg.jp	098-023-4055	901-3992	沖縄県島尻郡北大東村字中野218
35	伊平屋村	住民課	医療的ケア児ご担当者	kenkou@city.naha.lg.jp	0980-46-2142	905-0793	沖縄県島尻郡伊平屋村字我喜屋251番地
36	伊是名村	住民福祉課	医療的ケア児ご担当者	kenkou@city.naha.lg.jp	0980-45-2819	905-0695	伊是名村字仲田1687番地22
37	久米島町	福祉課	医療的ケア児ご担当者	kenkou@city.naha.lg.jp	098-985-7124	901-3193	久米島町字比嘉2870番地
38	八重瀬町	社会福祉課	医療的ケア児ご担当者	kenkou@city.naha.lg.jp	098-998-9598	901-0492	八重瀬町字東風平1188番地
39	多良間村	住民福祉課	医療的ケア児ご担当者	kenkou@city.naha.lg.jp	0980-79-2623	906-0692	沖縄県宮古郡多良間村字仲筋 9 9 - 2
40	竹富町	こども未来課	医療的ケア児ご担当者	kenkou@city.naha.lg.jp	0980-87-0089	907-8503	石垣市美崎町11番地1
41	与那国町	長寿福祉課	医療的ケア児ご担当者	kenkou@city.naha.lg.jp	0980-87-3575	907-1801	沖縄県八重山郡与那国町与那国129番地

5 市町村からの意見照会

【質問事項1】

- ①医療的ケア児が退院する際には、資料3で記載のある病院側は必須で情報提供、送付しているのでしょうか？
- ②情報提供する前に、対象児の保護者さまへの同意は、どのようにとっているのでしょうか？（文書・口頭）
- ③受けた情報について、保護者にはどこまでの情報提供として同意を得る予定か。（教育委員会などの他機関から情報を求められた際、どこまで開示してよいか。）
- ④情報提供を受けるタイミングはどの時期からなのか。（医療的ケアが必要と主治医から判断されてからすぐに情報提供がなされるのか、それとも退院日が決まった時期からなのか）
- ⑤今後はすべての医療的ケア児の情報提供を受けることになるようですが、就学後の児童も情報提供の対象となるか教えていただきたい。
- ⑥対象となる医療的ケアの内容に「⑩その他」があるが、どのような医療的ケアが想定されるか？

5 市町村からの意見照会

【質問事項2】

- ⑦医療的ケア児の把握に係る子育て支援地域連絡票（ハイリスク票）の課題について教えてください。（必要となる医療的ケア項目の記載がない・医療機関によっては社会的リスクのある児のみ対象）とは、どのようなケースでしょうか？
- ⑧母子保健分野への医療的ケア児の情報提供は、既存のハイリスク票と新設される様式の情報提供票が併せて情報提供されるのか、新設様式のみでの情報提供されることになるか教えてください。
- ⑨郵送とあるが、郵送以外の方法を市町村と病院で検討することは可能ですか。
- ⑩市町村判断で様式に質問事項を追加することは可能ですか。
- ⑪すでに医療的ケアを受けている児の情報も得ることができないか。（例えば、医療ケアの変更があった場合に情報提供など）
- ⑫沖縄県における「医療的ケア児等医療情報共有システム（MEIS）」の普及について
- ⑬県の災害部局における個別避難誘導計画策定について具体的に教えてください。

5 市町村からの意見照会

【課題となっている事項1】

- ①ハイリスク票と重なる対象児に関しての支援について
- ②医療機関から情報提供をもらった後、すぐに支援が必要なのかの判断（医療的ケア児コーディネーターの介入時期）
- ③庁内での共有方法、共有の時期など
- ④医療的ケア児の名簿管理、ケア内容が変わった場合の確認方法
- ⑤市内在住している医療的ケア児の対象者数は、把握ができていますが正確な人数を把握できないことが現状である。
- ⑥医療的ケア児の関係する部署間での情報共有がどこまで、共有してよいか。（例えば、児の出生病院での退院支援カンファレンス・退院支援からすこやか親子（母子保健）に連携はあるが、福祉や消防など他機関へ共有できていないことがある。

5 市町村からの意見照会

【課題となっている事項2】

- ⑦各関連部署での情報共有ができていないことで災害や病状悪化などの緊急時の対応が遅くなるリスクがある。
- ⑧情報共有するにあたり、関係機関との情報共有の申請書提出や同意書提出の規定
- ⑨沖縄本島から離島に転入する際は、サービス調整に時間がかかる為、早めの調整が必要となるが情報提供が退院直前だと整える事が出来ずに困ったことがある。
また、資源が少ない離島の状況が沖縄本島では伝わっておらず、転入後にご家族が苦慮するケースがある。

5 市町村からの意見照会

【改善に係る要望】

- ①退院後、医療的ケア児にかかわる関係機関（訪問看護等）を記載していただきたいです。
- ②情報提供書は1人一度のみとのことなので、医療的ケアの内容が外れる時期がある程度わかっている際には記載してほしい。（ケアの内容が終了する次期がわからないため）
- ③できれば新規・継続の2通りあればありがたいです。継続ケースは、年に1回程度（誕生月等）教えてほしい。
- ④支援から漏れる家族の防止対策
- ⑤個人情報、守秘義務の壁

5 市町村からの意見照会

【その他】

- ①今回の説明会の開催をありがとうございます。医療的ケアを必要とする対象の方の正確な情報収集、他部署との情報共有について、中々、難しいと感じております。今後、情報共有に関する課題が改善され、他部署との連携を図り支援につなげることができればと思います。
- ②沖縄県内の取組状況を教えていただきたいです。
- ③医療的ケアに関わる担当としては、早期に把握できるため、とても良い取組だと思う。
- ④病院で保護者の同意をとるとき、役場内の関係各課へ情報の提供がなされることの下承でよろしいでしょうか。
- ⑤保護者の同意がもらえなかったケースについては、地域連携室等を通して口頭でよろしいので保護者の同意がいただけなかった旨の連絡もいただきたい。
- ⑥自宅に蓄電池や発電機の設置の紹介や準備の有無、医療機器業者名などを記載することは可能か？